

◎ 患者に採血の要請を可能（一類感染症等は強制採血も可能）とするなど、感染症対策体制を強化

【法令名】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律

【掲載官報】	平成 26 年 11 月 21 日 号外第 258 号 7 ページ
【法令番号】	平成 26 年 11 月 21 日 法律第 115 号
【管轄省庁】	厚生労働省
【施行期日】	平成 28 年 4 月 1 日から施行 (1) 第 6 条の見出しの改正規定、同条に 1 項を加える改正規定並びに第 13 条第 1 項及び第 2 項にただし書を加える改正規定並びに附則第 4 条及び第 5 条の規定 公布の日〔平成 26 年 11 月 21 日〕から施行 (2) 第 6 条の改正規定（同条第 22 項第 2 号の改正規定及び同条に 1 項を加える改正規定を除く。） 公布の日から起算して 2 月を経過した日〔平成 27 年 1 月 21 日〕から施行 (3) 第 6 条第 22 項第 2 号、第 12 条第 1 項第 1 号及び第 53 条の 14（見出しを含む。）の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定並びに附則第 3 条の規定 公布の日から起算して 6 月を経過した日〔平成 27 年 5 月 21 日〕から施行
【法令のあらまし】	1 定義等 (一) 感染症の類型 〔公布 2 か月後施行〕 (1) 二類感染症に中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）を追加する。（第 6 条第 3 項第 5 号関係） (2) 二類感染症である鳥インフルエンザについて、病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として <u>政令で定めるもの</u> であるものに限ることとする。（第 6 条第 3 項第 6 号関係） (二) 病原体等の類型 〔(1)：公布 6 か月後施行 (2)：公布 2 か月後施行〕 (1) 三種病原体等であるマイコバクテリウム属ツベルクローシス（別名結核菌）について、イソニコチン酸ヒドラジド、リファンピシンその他結核の治療に使用される薬剤として <u>政令で定めるもの</u> に対し耐性を有するものに限ることとする。 (第 6 条第 22 項第 2 号関係)

(2) 四種病原体等であるインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスについて、血清亜型が政令で定めるものであるものであることとする。(第6条第23項第1号関係)

(三) 審議会からの意見聴取 [公布日施行]

厚生労働大臣は、(一)の(2)の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならないこととする。(第6条第24項関係)

2 感染症に関する情報の収集及び公表

(一) 医師の届出

医師の届出の対象に厚生労働省令で定める五類感染症を追加する。(第12条第1項第1号関係)

(二) 獣医師等の届出 [公布日施行]

獣医師等の届出の対象から、実験のために届出の対象である感染症に感染させられている場合を除く。(第13条関係)

(三) 感染症の発生の状況及び動向の把握

(1) 都道府県知事は、開設者の同意を得て、厚生労働省令で定める五類感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の提出を担当させる病院若しくは診療所又は衛生検査所を指定することとする。(第14条の2第1項関係)

(2) (1)の指定を受けた病院若しくは診療所又は衛生検査所(以下「指定提出機関」)の管理者は、医師が(1)の厚生労働省令で定める五類感染症の患者を診断したとき、又は当該指定提出機関(衛生検査所に限る。)の職員が当該患者の検体若しくは当該感染症の病原体について検査を実施したときは、当該患者の検体又は当該感染症の病原体の一部を都道府県知事に提出しなければならないこととする。(第14条の2第2項関係)

(3) 都道府県知事は、(2)により提出を受けた検体又は感染症の病原体について検査を実施し、検査の結果等を厚生労働大臣に報告しなければならないこととする。(第14条の2第3項及び第4項関係)

(4) 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し(2)により提出を受けた検体又は感染症の病原体の一部の提出を求めることができることとする。(第14条の2第5項関係)

(5) 指定提出機関は、30日以上予告期間を設けて、(1)の指定を辞退することができることとし、都道府県知事は、指定提出機関の管理者が(2)に違反したとき、又は指定提出機関が(2)の提出を担当するについて不適当であると認められるに至ったときは、(1)の指定を取り消すことができることとする。(第14条の2第6項及び第7項関係)

(四) 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査

- (1) 都道府県知事は、必要があると認めるときは、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための必要な調査として当該職員に検体若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを求めさせることができることとする。(第 15 条第 3 項関係)
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は当該職員に採取させた検体について検査を実施しなければならないこととする。(第 15 条第 4 項関係)
- (3) 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し(1)により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができることとする。(第 15 条第 9 項関係)

3 就業制限その他の措置

- (一) 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症（以下「一類感染症等」）のまん延を防止するため必要があると認めるときは、一類感染症等の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（以下「一類感染症等の患者等」）又はその保護者に対し当該者の検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告することができることとし、勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体を採取させることができることとする。

(第 16 条の 3 第 1 項及び第 3 項並びに第 44 条の 7 第 1 項及び第 3 項関係)

- (二) 厚生労働大臣は、一類感染症等のまん延を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、一類感染症等の患者等又はその保護者に対し当該者の検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告することができることとし、勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体を採取させることができることとする。(第 16 条の 3 第 2 項及び第 4 項並びに第 44 条の 7 第 2 項及び第 4 項関係)

- (三) 都道府県知事又は厚生労働大臣は、それぞれ(一)又は(二)の勧告又は措置を実施する場合には、当該勧告又は措置を実施する理由等を書面により通知しなければならないこととする。ただし、書面により通知しないで勧告又は措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでないこととする。

(第 16 条の 3 第 5 項及び第 11 項並びに第 44 条の 7 第 9 項及び第 10 項関係)

- (四) 都道府県知事又は厚生労働大臣は、(三)のただし書の場合においては、当該勧告又は措置の後相当の期間内に、当該勧告を受け、又は当該措置を実施された者に対し、理由等を記載した書面を交付しなければならないこととする。

(第 16 条の 3 第 6 項及び第 11 項並びに第 44 条の 7 第 9 項及び第 10 項関係)

- (五) 都道府県知事は、(一)により提出を受け、又は当該職員に採取させた検体について検査を実施し、当該検査の結果等を厚生労働大臣に報告しなければならないこととする。(第16条の3第7項及び第8項並びに第44条の7第5項及び第6項関係)
- (六) 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、(一)により提出を受け、又は当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができることとする。(第16条の3第9項及び第44条の7第7項関係)
- (七) 都道府県知事は、(一)の検体の提出若しくは採取の勧告をし、当該職員に検体の採取の措置を実施させ、又は(五)により検体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができることとする。(第16条の3第10項及び第44条の7第8項関係)

4 消毒その他の措置

- (一) 都道府県知事は、一類感染症等の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、一類感染症等の患者等又は一類感染症等を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の検体又は感染症の病原体を所持している者(以下「一類感染症等検体等所持者」)に対し、当該検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずることができることとし、命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体又は感染症の病原体を無償で収去させることができることとする。(第26条の3第1項及び第3項並びに第50条第1項関係)
- (二) 厚生労働大臣は、一類感染症等の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、一類感染症等検体等所持者に対し、当該検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずることができることとし、命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体又は感染症の病原体を無償で収去させることができることとする。(第26条の3第2項及び第4項並びに第50条第7項関係)
- (三) 都道府県知事は、(一)により提出を受け、又は当該職員に収去させた検体又は感染症の病原体について検査を実施し、当該検査の結果等を厚生労働大臣に報告しなければならないこととする
。(第26条の3第5項及び第6項並びに第50条第2項関係)
- (四) 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、(一)により提出を受け、又は当該職員に収去させた検体又は感染症の病原体の一部の提出を求めることができることとする。(第26条の3第7項及び第50条第2項関係)
- (五) 都道府県知事は、(一)の検体若しくは感染症の病原体の提出の命令をし、当該職員に検体若しくは感染症の病原体の収去の措置を実施させ、又は(三)により検体若しくは感染症の病原体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の

都道府県知事又は厚生労働大臣に対し感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができることとする。(第 26 条の 3 第 8 項及び第 50 条第 2 項関係)

(六) 都道府県知事は、一類感染症等の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、一類感染症等を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者（以下「動物等所有者等」）に対し、当該動物又はその死体の検体を提出し、又は当該職員による当該検体の採取に必ずべきことを命ずることができることとし、命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体を採取させることができることとする。

(第 26 条の 4 第 1 項及び第 3 項並びに第 50 条第 1 項関係)

(七) 厚生労働大臣は、一類感染症等の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、動物等所有者等に対し、当該動物又はその死体の検体を提出し、又は当該職員による当該検体の採取に必ずべきことを命ずることができることとし、命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体を採取させることができることとする。(第 26 条の 4 第 2 項及び第 4 項並びに第 50 条第 7 項関係)

(八) 都道府県知事は、(六)により提出を受け、又は当該職員に採取させた検体について検査を実施し、当該検査の結果等を厚生労働大臣に報告しなければならないこととする。(第 26 条の 4 第 5 項及び第 6 項並びに第 50 条第 3 項関係)

(九) 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、(六)により提出を受け、又は当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができることとする。(第 26 条の 4 第 7 項及び第 50 条第 3 項関係)

(一〇) 都道府県知事は、(六)の検体の提出若しくは採取の命令をし、当該職員に検体の採取の措置を実施させ、又は(八)により検体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができることとする。(第 26 条の 4 第 8 項及び第 50 条第 3 項関係)

(一一) 都道府県知事又は厚生労働大臣は、それぞれ(一)若しくは(六)又は(二)若しくは(七)の措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合には、その名あて人又はその保護者に対し、当該措置を実施する旨及びその理由等を書面により通知しなければならないこととする。ただし、書面により通知しないで措置を実施すべき差し迫った必要がある場合には、この限りではないこととする。(第 36 条第 1 項及び第 3 項並びに第 50 条第 9 項関係)

(一二) 都道府県知事又は厚生労働大臣は、(一)一のただし書の場合においては、当該措置を実施した後相当の期間内に、当該措置を実施した旨及びその理由等を記載した書面を当該措置の名あて人又はその保護者に交付しなければならないこととする。(第 36 条第 2 項及び第 3 項並びに第 50 条第 9 項関係)

WestlawJapan 法令あらまし

	<p>5 結核 [公布6か月後施行]</p> <p>保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療を効果的に実施するため必要があると認めるときは、病院、診療所、薬局等に対し、処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導の実施を依頼することができることとする。(第53条の14第2項関係)</p> <p>6 費用負担</p> <p>感染症の発生の状況及び動向の把握、感染症の発生の状況、動向及び原因の調査、検体の採取等、検体の収去等に要する費用の支弁について、所要の規定の整備を行う。(第58条第1号、第4号の2及び第4号の3関係)</p> <p>7 事務の区分</p> <p>都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている2の(四)、3及び4の事務を地方自治法(昭和22年法律第67号)の第1号法定受託事務とすることとする。(第65条の2関係)</p> <p>8 検討</p> <p>政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(附則第2条関係)</p>
【改正される法令】	<ul style="list-style-type: none">・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)・地方自治法(昭和22年法律第67号)